農地中間管理事業評価委員会設置規程

(目的)

第1条 一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団(以下「この法人」という。)が、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)に規定する農地中間管理機構として行う事業について、その実施状況を評価するため、農地中間管理事業評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 農地中間管理事業(以下「事業」という。)の実施状況の評価
- (2) この法人の代表者に対して、事業に関し必要と認めることについての意見を述べること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

- 第3条 委員会は、7名以内の委員をもって構成する。
- 2 委員会には、委員の互選により委員長を置く。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

(委員の任命)

第4条 委員は、事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、この法人の理事会の承認を得たものについて知事の認可を受けて、この法人の代表者が任命する。

(任期)

- 第5条 委員の任期は、委員委嘱後2事業年度を終了した後に開催される委員会の開催月の末日までとする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

- 第6条 委員会は、この法人が必要に応じて招集し、これを主宰する。
- 2 委員会は、委員長が議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がこれを代行する。
- 3 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ第2条(1)及び(2)について審議し、 議決することができない。ただし、緊急の議事があるときには、委員全員の書面により議決 することができる。
- 4 議長は審議の結果をとりまとめこの法人に提出するものとする。
- 5 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は,この法人において行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この規程は、平成26年5月29日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。